

## 原子力規制委員会行政文書管理要領の改正

令和 6 年 3 月 13 日  
原 子 力 規 制 庁

### 1. 趣旨

本議題は、長期施設管理計画の認可制度の導入等に伴う原子力規制委員会行政文書管理要領（以下「文書管理要領」という。）の改正の決定について付議するものである。

### 2. 改正の概要

脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新原子炉等規制法」という。）において新たに導入される長期施設管理計画の認可制度に係る所要の手続について、それぞれ専決事項を定めるとともに、運用を踏まえた専決規定等の見直しを行う。具体的には、以下のとおり。

#### （1）長期施設管理計画の認可制度関係【別表第一及び附則】

長期施設管理計画の認可制度に係る所要の手続について、以下のとおり専決事項を整備する。

- ① 長期施設管理計画の認可制度は、現行の高経年化技術評価<sup>1</sup>制度及び運転期間延長認可<sup>2</sup>制度を統合した制度であることから、これらの制度に係る専決事項を参考に長期施設管理計画の専決事項を規定することとする。具体的には、
- ・ 現行の高経年化技術評価制度は、重要なものを除き長官による専決処理が可能<sup>3</sup>であること
  - ・ 現行の運転期間延長認可制度は、専決処理の対象となっていないこと

を踏まえ、新原子炉等規制法第 43 条の 3 の 32 第 1 項及び第 3 項の長期施設管理計画の認可についても、これらの現行の考え方を踏襲し、現行の運転期間の延長の認可に相当する時期の同計画（特別点検の方法及びその結果が含まれるもの）の認可及び

<sup>1</sup> 実用発電用原子炉<sup>i</sup>の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第 82 条第 1 項から第 3 項までに規定する経年劣化に関する技術的な評価及びその評価結果に基づき策定された長期施設管理方針に関する保安規定の変更の認可

<sup>2</sup> 改正法による改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 32 に規定する運転期間の延長の認可

<sup>3</sup> これまでの実績としては、運転を前提とした高経年化技術評価は長官による専決処理とせず、原子力規制委員会において決定している。

重要なものを除き、長官による専決処理とする。(別表第一関係)

- ② 新原子炉等規制法第43条の3第4項の長期施設管理計画の変更の認可については、既に認可を受けた長期施設管理計画を変更するものであることから、その変更の内容が重要なものを除き、長官による専決処理とする。(別表第一関係)
- ③ 新原子炉等規制法第71条第5項の規定による長期施設管理計画の(変更)認可申請に対する処分に係る経済産業大臣等への通知について、主管課等の長による専決処理とする。(別表第一関係)
- ④ 準備行為(改正法附則第4条から第6条までに規定する認可等の手続をいう。以下同じ。)が、長期施設管理計画の認可制度への円滑な移行を行うためのものであることを踏まえ、この準備行為に係る専決処理については、それぞれ新制度下において対応する①から③までの認可等の専決処理の例によることとする。(附則第2条から第5条まで関係)
- ⑤ ①及び④について、現行制度下において特別点検を実施し、原子力規制委員会の運転期間の延長の認可を受けている場合はこれを新制度の特別点検に代えることができる特例を認めている<sup>4</sup>ため、当該特例を適用した申請に対して認可を行うときは、重要なものを除き、長官による専決処理とする。(附則第2条、第3条、第6条及び第7条関係)
- ⑥ 新実用炉則<sup>5</sup>第113条の6第3項に規定する追加点検(2回目以降の特別点検)については、技術的妥当性が示せれば特別点検(初回)と異なる方法で実施することを可能としており、事業者に対して予見性を与える観点から、その方法について追加点検の実施前にあらかじめ確認を受けることができることとしている。この事前確認については実績を踏まえて柔軟に判断することとし、重要なものを除き、長官による専決処理とする。(別表第一関係)

## (2) 運用を踏まえた専決事項等の見直し関係【別表第二】

運用を踏まえた専決事項等の見直しのため、以下のとおり、所要の改正を行う。併せて条ずれ等の適正化を行う。

- ① 原子力規制検査等に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第1号)第3条第3項において規定される追加検査に関する通知の発出については各部門の安全規制管理官の専決処理とする。当該通知の記載事項については、規制委員会に報告・了承事

---

<sup>4</sup> 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則(令和5年原子力規制委員会規則第4号)附則第3条

<sup>5</sup> 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則(令和5年原子力規制委員会規則第4号)による改正後の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

項<sup>6</sup>として付議する。

- ② 国有財産に関する事務で軽易なものに関する事務に係る専決事項を、専決者を「主管課等の長」、合議者を「参事官（会計担当）」として新設する。
- ③ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第68条第1項の規定による保有個人情報の漏洩等の報告に関する事務に係る専決事項を、専決者を「法令審査室長」として新設する。
- ④ 原子炉等規制法第68条第1項及び第4項の規定による立入検査（保障措置に係るものに限る。）に関する事務に係る専決事項について、記載の明確化を行う。
- ⑤ 官報原稿送付手続及び訓令番号手續について実際の運用に整合するよう修正を行う。

### 3. 文書管理要領の改正（委員会決定事項）

文書管理要領を別紙のとおり改正することについて、決定いただきたい。なお、施行日は改正法の本格施行の日（令和7年6月6日）とする。ただし、準備行為に係る規定（附則第2条から第5条まで）及び上記2.（2）に係る規定については、委員会決定の日から施行する。

（添付資料）

別紙：原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について（案）

---

<sup>6</sup> 追加検査を行おうとするときは、あらかじめ、原子力事業者等又は核原料物質を使用する者に対し、基本検査による①「検査の結果」、②「追加検査の区分」及び③「検査事項」を通知するとともに④「報告すべき事項及び期限」を示して、安全活動の改善状況に係る報告を求めることが原子力規制検査等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第1号）に定められている。

このうち、①「検査の結果」及び②「追加検査の区分」は、原子力規制検査実施要領等に基づいて確定し、原子力規制委員会へ報告事項として付議し、③「検査事項」及び④「報告すべき事項及び期限」については、原子力規制委員会へ了承事項として付議する。

## 別紙

(案)

改正 令和 年 月 日 原規総発第 号 原子力規制委員会決定

令和 年 月 日

原子力規制委員会

原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について

原子力規制委員会行政文書管理要領（原規総発第 120919005 号）の一部を、別表第一及び別表第二により改正する。

### 附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号。以下「改正法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（令和7年6月6日）から施行する。ただし、別表第二による改正及び次条から附則第5条までの規定は、令和 年 月 日から施行する。

（改正法附則第4条から第6条までの認可等に係る専決処理）

第2条 改正法附則第4条第1項又は第5条第1項の認可に係る専決処理については、この規程による改正後の原子力規制委員会行政文書管理要領（以下「新行政文書管理要領」という。）別表第3の（1）の表54の項の規定の例による。この場合において、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（令和5年原子力規制委員会規則第4号。以下「改正規則」という。）附則第3条の規定を適用したときは、同項の専決事項の欄に掲げる事項の規定中「その計画に特別点検（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下この表において「実用炉則」という。）第113条第1項第5号ロに規定する特別点検をいう。以下同じ。）の方法及びその結果が含まれるものその他重要な」とあるのは、「重要な」とする。

第3条 改正法附則第4条第3項の認可に係る専決処理については、新行政文書管理要領別表第3の(1)の表55の項の規定の例による。この場合において、改正規則附則第3条の規定を適用したときは、同項の専決事項の欄に掲げる事項の規定中「その計画に特別点検の方法及びその結果が含まれるものその他重要な」とあるのは、「重要な」とする。

第4条 改正法附則第4条第5項（改正法附則第5条第2項及び改正法附則第6条第3項において準用する場合を含む。）の通知に係る専決処理については、新行政文書管理要領別表第3の(1)の表159の項の規定の例による。

第5条 改正法附則第6条第1項の認可に係る専決処理については、新行政文書管理要領別表第3の(1)の表56の項の規定の例による。

（改正規則附則第3条の規定を適用した場合の特例）

第6条 改正法による改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「新原子炉等規制法」という。）第43条の3の32第1項の申請（改正規則附則第3条の規定を適用したものに限る。）の認可に係る専決処理に対する新行政文書管理要領別表第3の(1)の表54の項の専決事項の欄に掲げる事項の規定の適用については、同欄に掲げる事項の規定中「その計画に特別点検（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下この表において「実用炉則」という。）第113条第1項第5号ロに規定する特別点検をいう。以下同じ。）の方法及びその結果が含まれるものその他重要な」とあるのは、「重要な」とする。

第7条 新原子炉等規制法第43条の3の32第3項の申請（改正法附則第4条第4項の規定によりみなされたものを含み、改正規則附則第3条の規定を適用したものに限る。）の認可に係る専決処理に対する新行政文書管理要領別表第3の(1)の表55の項の専決事項の欄に掲げる事項の規定の適用については、同欄に掲げる事項の規定中「その計画に特別点検の方法及びその結果が含まれるものその他重要な」とあるのは、「重要な」とする。

別表第一 原子力規制委員会行政文書管理要領 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後						改 正 前					
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
1～53	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	1～53	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
54	<u>部門(部 安全規 制管理 官に係 るもの に限 る。)</u>	<u>原子炉等規制法第 43条の3の32 第1項の規定によ る長期施設管理計 画の認可(その計 画に特別点検(実 用発電用原子炉の 設置、運転等に關 する規則(昭和5 3年通商産業省令 第77号。以下こ の表において「実</u>	<u>長官</u>		<u>要</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

		<u>用炉則」という。) 第113条第1項 第5号に規定する特別点検をいう。以下同じ。)の方法及びその結果が含まれるものその他重要なものを除く。)に関すること。</u>							
55	部門(部 安全規 制管理 官に係 るもの に限 る。)	<u>原子炉等規制法第 43条の3の32 第3項の規定による長期施設管理計 画の認可(その計 画に特別点検の方 法及びその結果が 含まれるものその 他重要なものを除 く。)に関するこ と。</u>	長官		要	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
56	部門(部 安全規 制管理	<u>原子炉等規制法第 43条の3の32 第4項の規定によ</u>	長官		要	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	<u>官に係るものに限る。)</u>	<u>る長期施設管理計画の変更の認可(重要なものを除く。)に関すること。</u>								
<u>57～158</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>54～155</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>159</u>	<u>部門(部安全規制管理官に係るものに限る。)</u>	<u>原子炉等規制法第71条第5項の規定による第43条の3の32第1項、第3項又は第4項の規定による処分をする場合の経済産業大臣等への通知に関すること。</u>	<u>主管課等の長</u>		否	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>160～169</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>156～165</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>170</u>	(略)	製錬規則第7条の6の2において準用する <u>実用炉則</u> 第130条の規定による必要な措置の	(略)	(略)	(略)	<u>166</u>	(略)	製錬規則第7条の6の2において準用する <u>実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</u> (昭和53年通商	(略)	(略)

		要求に関するこ と。					<u>産業省令第77</u> <u>号。以下この表に</u> <u>おいて「実用炉則」</u> <u>という。)第130</u> 条の規定による必 要な措置の要求に 関すること。			
<u>171</u> ～ <u>196</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		<u>167</u> ～ <u>192</u>	(略)	(略)	(略)
<u>197</u>	<u>部門(部</u> <u>安全規</u> <u>制管理</u> <u>官に係</u> <u>るもの</u> <u>に限</u> <u>る。)</u>	<u>実用炉則第113</u> <u>条の6第3項の規</u> <u>定による追加点検</u> <u>の確認(重要なも</u> <u>のを除く。)に関す</u> <u>ること。</u>	<u>長官</u>		<u>要</u>		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>198</u> ～ <u>358</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		<u>193</u> ～ <u>353</u>	(略)	(略)	(略)
(2)・(3) (略)						(2)・(3) (略)				

別表第二 原子力規制委員会行政文書管理要領 新旧対照表

(下線を付し、又は破線で囲んだ部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(帳簿等)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる課等に当該各号に掲げる帳簿等を備え、文書管理担当者がこれを管理するものとする。</p> <p>(1) 長官官房総務課（以下「総務課」という。）</p> <p>イ 委員会規則簿（様式第1）</p> <p>ロ 委員会告示簿（様式第2）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>△ 官庁報告簿（<u>様式第3</u>）</p> <p>△ 受付簿</p> <p>△ 文書接受簿（<u>様式第4</u>）</p> <p>△ 開示請求受付管理簿（<u>様式第5</u>）</p> <p>△ 審査請求受付管理簿（<u>様式第6</u>）</p> <p>(2) 長官官房会計部門</p> <p>イ 書留郵便物等受理簿（<u>様式第7</u>）</p> <p>(3) 総括課</p> <p>イ 受付簿</p> <p>ロ 合議文書等処理簿（<u>様式第8</u>）</p> <p>(4) 課等</p> <p>イ 受付簿</p> <p>ロ 決裁簿</p>	<p>(帳簿等)</p> <p>第3条 次の各号に掲げる課等に当該各号に掲げる帳簿等を備え、文書管理担当者がこれを管理するものとする。</p> <p>(1) 長官官房総務課（以下「総務課」という。）</p> <p>イ 委員会規則簿（様式第1）</p> <p>ロ 委員会告示簿（様式第2）</p> <p>△ <u>官報掲載委員会訓令簿（様式第3）</u></p> <p>△ <u>一般訓令簿（様式第4）</u></p> <p>△ <u>官庁報告簿（様式第5）</u></p> <p>△ 受付簿</p> <p>△ <u>文書接受簿（様式第6）</u></p> <p>△ <u>開示請求受付管理簿（様式第7）</u></p> <p>△ <u>審査請求受付管理簿（様式第8）</u></p> <p>(2) 長官官房会計部門</p> <p>イ <u>書留郵便物等受理簿（様式第9）</u></p> <p>(3) 総括課</p> <p>イ 受付簿</p> <p>ロ <u>合議文書等処理簿（様式第10）</u></p> <p>(4) 課等</p> <p>イ 受付簿</p> <p>ロ 決裁簿</p>

<p>ハ 施行簿</p> <p>ニ 使送伝票（<u>様式第9</u>）</p> <p>ホ 書留郵便物等接受簿（<u>様式第10</u>）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項に規定するもののほか、第1項に掲げる帳簿等は、<u>電磁的方法</u>により作成することができる。</p> <p>（文書の配布）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 委員会に到達した開示請求書等のうち情報公開法に関する文書（次項の審査請求書を除く。）については、委員会受付印（<u>様式第11</u>）を押した上、開示請求受付管理簿に登録し、配布するものとする。</p> <p>3 委員会に到達した行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条に規定する審査請求書（情報公開法及び個人情報保護法に関するものに限る。）については、委員会受付印（<u>様式第11</u>）を押した上、審査請求受付管理簿に登録し、配布するものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（決裁を受ける範囲）</p> <p>第23条 決裁を受ける範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 第1号に掲げる課等の長の職名で施行を要する決裁文書のうち、原子力規制委員会における法令適用事前確認手続に関する細則（原</p>	<p>ハ 施行簿</p> <p>ニ 使送伝票（<u>様式第11</u>）</p> <p>ホ 書留郵便物等接受簿（<u>様式第12</u>）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項に規定するもののほか、第1項に掲げる帳簿等は、<u>電磁的記録媒体</u>によって作成することができる。</p> <p>（文書の配布）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 委員会に到達した開示請求書等のうち情報公開法に関する文書（次項の審査請求書を除く。）については、委員会受付印（<u>様式第13</u>）を押した上、開示請求受付管理簿に登録し、配布するものとする。</p> <p>3 委員会に到達した行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条に規定する審査請求書（情報公開法及び個人情報保護法に関するものに限る。）については、委員会受付印（<u>様式第13</u>）を押した上、審査請求受付管理簿に登録し、配布するものとする。</p> <p>4 （略）</p> <p>（決裁を受ける範囲）</p> <p>第23条 決裁を受ける範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>（4） 第1号に掲げる課等の長の職名で施行を要する決裁文書のうち、原子力規制委員会における法令適用事前確認手続に関する細則（原</p>
--	--

<p>規総発第120919027号) 第4条に基づく回答又は回答ができない旨の通知については、<u>総務課長</u>まで</p> <p>(5) (略)</p> <p>(専決処理)</p> <p>第24条 別表第2から第5に掲げる専決事項に該当する決裁文書は、<u>規則</u>及び要領の改正（軽易なものを除く。）及び廃止並びに<u>異例</u>に属するものを除き、同表の専決者欄に掲げる者が専決処理することができる。この場合には、同表の合議者欄に掲げる者に合議しなければならない。</p> <p>(施行文書の取扱い)</p> <p>第31条 主管課等においては、前条の規定による登録を終えた決裁文書（以下この章において「決裁済文書」という。）で施行、発送をするもの（電子文書を除く。）については、施行文書を作成し、総務課において公印及び契印の押印を行った後に封かんし、会計部門に発送を依頼するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(官報原稿の送付)</p> <p>第34条 主管課等においては、<u>委員会規則</u>、委員会告示その他公示を要する案件で官報に掲載する必要があるものについて決裁が終わったときは、官報に掲載する原稿（以下この条において「官報原稿」という。）を、<u>総務課</u>に送付するものとする。</p>	<p>規総発第120919027号) 第4条に基づく回答又は回答ができない旨の通知については、<u>長官官房総務課長</u>まで</p> <p>(5) (略)</p> <p>(専決処理)</p> <p>第24条 別表第2から第5に掲げる専決事項に該当する決裁文書は、<u>委員会行政文書管理規則</u>及び要領の改正（軽易なものを除く。）及び廃止並びに<u>事の異例</u>に属するものを除き、同表の専決者欄に掲げる者が専決処理することができる。この場合には、同表の合議者欄に掲げる者に合議しなければならない。</p> <p>(施行文書の取扱い)</p> <p>第31条 主管課等においては、前条の規定による登録を終えた決裁文書（以下この章において「決裁済文書」という。）で施行、発送をするもの（電子文書を除く。）については、<u>浄書及び照合</u>を行い、施行文書を作成し、総務課において公印及び契印の押印を行った後に封かんし、会計部門に発送を依頼するものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(官報原稿の送付)</p> <p>第34条 主管課等においては、<u>法律</u>、<u>政令</u>、<u>省令</u>、<u>委員会規則</u>、委員会告示その他公示を要する案件で官報に掲載する必要があるものについて決裁が終わったときは、<u>浄書及び照合</u>を行い、官報に掲載する原稿（以下この条において「官報原稿」という。）を、<u>法律</u>、<u>政令</u>、<u>省令</u>につい</p>
---	---

<p>2 前項の規定により総務課に委員会規則、委員会告示等に係る官報原稿が送付されたときは、官報報告主任（総務課長をもって充てる。）は、委員会規則簿、委員会告示簿<u>又は</u>官庁報告簿に件名、主管課等名、別表第6に定める文書記号その他必要な事項を登録し、<u>当該官報原稿を独立行政法人国立印刷局に送付するものとする。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第35条 削除</p>	<p><u>ては大臣官房総務課に、委員会規則、委員会告示等については総務課に送付するものとする。</u> <u>電磁的記録媒体に記録したものと併せて送付する。</u></p> <p>2 前項の規定により総務課に委員会規則、委員会告示等に係る官報原稿が送付されたときは、官報報告主任（総務課長をもって充てる。）は、委員会規則簿、委員会告示簿、<u>官報掲載委員会訓令簿</u><u>又は</u>官庁報告簿に件名、主管課等名、別表第6に定める文書記号その他必要な事項を登録し、<u>当該官報原稿（必要に応じて電磁的記録媒体に記録したものと含む。）を独立行政法人国立印刷局に送付するものとする。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>(官報に掲載しない訓令)</p> <p>第35条 主管課等においては、官報に掲載する必要がない訓令の決裁が終わったときは、決裁済文書を総務課に送付するものとする。</p> <p>2 前項の規定により決裁済文書が送付されたときは、総務課長は、一般訓令簿に件名、主管課等、官庁報告簿に定める文書番号その他必要な事項を登録し、決裁済文書に訓令番号を記入した後、当該決裁済文書を主管課等に返送するものとする。</p>
--	---

別表第2（共通事項）

## (1) 一般共通事項

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1~8	(略)	(略)	(略)
9	審査請求の裁決又は決定に関すること（ <u>情報公開法</u> 及び <u>個人情報保護法</u> に係る審査請求であつて軽易なものに限る。）。	長官	
10~12	(略)	(略)	(略)
13	審議会等に関する事務で <u>軽易なもの</u> （会計に係る事務に関するものに限る。）に関すること。	主管課等の長	参事官（会計担当）
14	審議会等に関する事務で <u>軽易なもの</u> （前号に掲げるものを除く。）に関すること。	主管課等の長	
15・16	(略)	(略)	(略)
17	国有財産に関する事務で <u>軽易なもの</u> に関すること。	主管課等の長	参事官（会計担当）

別表第2（共通事項）

## (1) 一般共通事項

事項番号	専決事項	専決者	合議者
1~8	(略)	(略)	(略)
9	審査請求の裁決又は決定に関すること（ <u>行政機関の保有する情報の公開に関する法律</u> （平成11年法律第42号）及び <u>個人情報の保護に関する法律</u> （平成15年法律第57号）に係る審査請求であつて軽易なものに限る。）。	長官	
10~12	(略)	(略)	(略)
13	審議会等に関する事務で <u>軽易なもの</u> に関すること。	主管課等の長	参事官（会計担当）
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
14・15	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

<u>18～36</u>	(略)	(略)	(略)	<u>16～34</u>	(略)	(略)	(略)
(2) 共通の法令事務							
事項番号	専決事項	専決者	合議者	事項番号	専決事項	専決者	合議者
1	<u>情報公開法第4条第2項の規定による開示請求者に対する補正要求に関すること。</u>	主管課等の長		1	<u>行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下この表において「情報公開法」という。）第4条第2項の規定による開示請求者に対する補正要求に関すること。</u>	主管課等の長	
2～12	(略)	(略)	(略)	2～12	(略)	(略)	(略)
13	<u>情報公開法第23条第1項の規定による法律の施行状況についての報告に関すること。</u>	法令審査室長		13	<u>情報公開法第23条第1項の規定による法律の施行状況についての報告に関すること。</u>	主管課等の長	
14	<u>個人情報保護法第68条第1項の規定による漏えい等の報告に関すること。</u>	法令審査室長		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
15	<u>個人情報保護法第69条第2項の規定による保有個人情報の利用目的外利用・提供（重要なものに限る。）に関すること。</u>	次長		14	<u>個人情報保護法（平成15年法律第57号）第69条第2項の規定による保有個人情報の利用目的外利用・提供（重要なものに限る。）に関すること。</u>	次長	

<u>16～26</u>	(略)	(略)	(略)	<u>15～25</u>	(略)	(略)	(略)
<u>27</u>	個人情報保護法第86条第3項 ( <u>第107条</u> において準用する場合を含む。)の規定による反対意見書を提出した第三者に対する通知に関すること。	主管課等の長		<u>26</u>	個人情報保護法第86条第3項 ( <u>第106条</u> において準用する場合を含む。)の規定による反対意見書を提出した第三者に対する通知に関すること。	主管課等の長	
<u>28～45</u>	(略)	(略)	(略)	<u>27～44</u>	(略)	(略)	(略)
<u>46</u>	個人情報保護法第111条の規定による行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集の公示に関すること。	<u>法令審査室長</u>	(削る)	<u>45</u>	個人情報保護法第109条の規定による行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案の募集の公示に関すること。	<u>主管課等の長</u>	<u>法令審査室長</u>
<u>47</u>	個人情報保護法第126条の規定による権限又は事務の委任に関すること。	次長		<u>46</u>	個人情報保護法第124条の規定による権限又は事務の委任に関すること。	次長	
<u>48</u>	個人情報保護法第156条の規定による資料の提出及び説明に関すること。	主管課等の長		<u>47</u>	個人情報保護法第153条の規定による資料の提出及び説明に関すること。	主管課等の長	
<u>49</u>	個人情報保護法第165条第1項の規定による法律の施行状況についての報告に関すること。	<u>法令審査室長</u>		<u>48</u>	個人情報保護法第162条第1項の規定による法律の施行状況についての報告に関すること。	<u>主管課等の長</u>	
<u>50～52</u>	(略)	(略)	(略)	<u>49～51</u>	(略)	(略)	(略)

53	物品管理法施行令（昭和31年政令第339号） <u>第44条第2項、第3項及び第5項</u> の規定による検査員の任命に関すること。	参事官(会計担当)		52	物品管理法施行令（昭和31年政令第339号） <u>第44条の2</u> の規定による検査員の任命に関すること。	参事官(会計担当)	
(3) (略)							
別表第3 (原子力規制法令)							
(1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）関係							
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否		
1~117	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否		
1~117	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
118	<u>部門(部 安 全 規 制 管 理 官 及 び 官 房 安 全 規 制 管 理 官</u>	<u>原子炉等規制法 第61条の2の 2第1項の規定 による原子力規 制検査(検査の 基本方針、検査 項目の大幅な追</u>	<u>主管課 等の長</u>				

							<u>に係る ものに 限る。)</u>	<u>加または変更が あった場合にお ける初回の検査 に関するものを 除く。)に関する こと。</u>			
<u>118</u> ~ <u>145</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>119</u> ~ <u>146</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>146</u>	<u>保 障 措 置室</u>	<u>原子炉等規制法 第68条第1項 の規定による立 入検査（あらか じめ委員会が業 務のための内部 規範を決定した ものであって、 保障措置に係る ものに限る。)に 関すること。</u>	<u>主 管 課 等の長</u>	(削る)	否	<u>147</u>	<u>主 管 課 等</u>	<u>原子炉等規制法 第68条第1項 から第3項まで の規定による立 入検査（第66 条第1項の申告 に基づいて行う 調査のために行 うものに限る。) に関すること。</u>	<u>長 官</u>	<u>人 事 課 長</u>	否
<u>147</u>	<u>主 管 課 等</u>	<u>原子炉等規制法 第68条第1項 から第3項まで</u>	<u>長 官</u>	<u>人 事 課 長</u>	否	<u>148</u>	<u>主 管 課 等</u>	<u>原子炉等規制法 第68条第1項 から第3項まで</u>	<u>原 子 力 規 制 部 長</u>	(新設)	否

		<u>の規定による立入検査（第66条第1項の申告に基づいて行う調査のために行うものに限る。）に関すること。</u>					<u>の規定による立入検査（あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。）に関すること（前号及び第148号に掲げるものを除く。）。</u>		
148	主管課等	原子炉等規制法第68条第1項から第3項までの規定による立入検査（あらかじめ委員会がその業務のための内部規範を決定したものに限る。）に関すること（前二号に掲げるものを除く。）。	原子力規制部長	否	149	主管課等	原子炉等規制法第68条第5項の規定による証明書の発行に関すること。	主管課等の長	否

<u>149</u>	保 障 措 置室	原子炉等規制法 <u>第68条第4項</u> <u>の規定による立</u> <u>入検査（あらか</u> <u>じめ委員会がそ</u> <u>の業務のための</u> <u>内部規範を決定</u> <u>したものに限</u> <u>る。）に関するこ</u> <u>と。</u>	主 管 課 等の長		否	<u>150</u>	保 障 措 置室	原子炉等規制法 <u>第68条第1項</u> <u>の規定による立</u> <u>入検査（保障措</u> <u>置に係るものに</u> <u>限る。）に関する</u> <u>こと。</u>	主 管 課 等の長		否
<u>150</u>	主 管 課 等	原子炉等規制法 <u>第68条第5項</u> <u>の規定による証</u> <u>明書の発行に関</u> <u>すること。</u>	主 管 課 等の長		否	<u>151</u>	保 障 措 置室	原子炉等規制法 <u>第68条第4項</u> <u>の規定による立</u> <u>入検査に関する</u> <u>こと。</u>	主 管 課 等の長		否
<u>151</u> ~ <u>352</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>152</u> ~ <u>353</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>353</u>	部門（部 安 全 規 制 管 理 官 及 び 官 房 安 全 規 制 管 理 官	原子力規制検査 等に関する規則 (令和2年原子 力規制委員会規 則第1号) 第3 条第3項の規定 による追加検査	主 管 課 等の長		否		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

<u>に係る</u>	<u>の区分等の通知</u>						
<u>ものに</u>	<u>に関すること。</u>						
<u>限る。)</u>							

(2)・(3) (略)

(略)

(削る)

様式第1・様式第2

(2)・(3) (略)

(略)

様式第1・様式第2

様式第3

＜官報掲載委員会訓令簿＞

整理番号	文書番号	主管課等	件名	官報掲載年月日	訓令番号	備考

(削る)

様式第4

<一般訓令簿>

整理番号	文書番号	主管課等	件名	官報掲載年月日	訓令番号	備考

様式第3

(略)

様式第5

(略)

様式第4-1

(略)

様式第6-1

(略)

様式第4-2

(略)

様式第6-2

(略)

様式第 5

<開示請求受付管理簿>

(略)	主管課等	形態区分 窓口/郵送/オンライン	(略)

様式第 7

<開示請求受付管理簿>

(略)	主管課等	担当者	形態区分 窓口/郵送/ オンライン	(略)

様式第 6

<審査請求受付管理簿>

(略)	主管課等	開示請求書 接受日	(略)

様式第 8

<審査請求受付管理簿>

(略)	主管課等	担当者	開示請求書 接受日	(略)

(略)

様式第 7～様式第 11

様式第 9～様式第 13

(略)